令和３年度　第１回

横浜市寿町健康福祉交流センター
指定管理者選定評価委員会（第三者評価）

日時：令和３年１０月２１日（木）13：30～16：30
場所：横浜市役所　１２階 S03 会議室

■　開会
■　選定評価委員・事務局紹介
■　議事
　（１）　選定評価委員会委員長の選出について
　（２）　評価基準の検討
　（３）　委員会の公開・非公開について

■　その他
■　閉会

資料１　評価シート（案）
資料２　評価・採点の考え方（案）
資料３　評価項目一覧（案）
資料４　委員採点表（案）

参考資料
別紙１　第三者評価委員・事務局名簿
別紙２　指定管理者制度の概要
別紙３　指定管理者第三者評価制度の概要
別紙４　第三者評価の決定までのスケジュール
別紙５　施設概要
別紙６　令和元・２年度利用実績
別紙７　横浜市寿町健康福祉交流センター条例
別紙８　横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則
別紙９　横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会運営要綱
別紙 10　横浜市寿町健康福祉交流センターパンフレット

横浜市寿町健康福祉交流センター
指定管理者第三者評価
評価シート（案）

横　浜　市

目次

評価領域１　施設目的の理解
評価分類１－（１）施設の目的や基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p2
評価分類１－（２）地域の理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p3
評価分類１－（３）利用者の意見の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p4
評価分類１－（４）利用者の苦情への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p5
評価領域２　職員配置・人材育成
評価分類２－（１）職員の勤務体制・勤務状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・p6
評価分類２－（２）人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p7
評価分類２－（３）利用者への応対・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p8
評価分類２－（４）個人情報保護・人権擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p9
評価領域３　事業運営
評価分類３－（１）利用実績・業務改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p10
評価分類３－（２）広報・利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p11
評価分類３－（３）地域連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p12
評価分類３－（４）受付案内体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p13
評価領域４　施設の維持・管理
評価分類４－（１）施設の維持保全管理・備品の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・p14
評価分類４－（２）施設の利用許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p15
評価分類４－（３）事故防止体制・緊急時対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p16
評価分類４－（４）防災に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p17
評価領域５　経営管理
評価分類５－（１）横浜市との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p18
評価分類５－（２）横浜市の重要施策を踏まえた運営・・・・・・・・・・・・・・・・・p19
評価分類５－（３）指定管理料の執行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p20
評価分類５－（４）効果的かつ効率的な運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p21

<table>
<tr><td colspan="3">１　施設目的の理解
1－（1）　施設の目的や基本方針</td></tr>
<tr><td colspan="3">【評価指標】
公益的な観点からの施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が設定されている。
職員が基本方針を理解して施設運営に携わっている。</td></tr>
<tr><td>配点</td><td colspan="2" rowspan="2">（採点）
A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点</td></tr>
<tr><td>15 点</td></tr>
<tr><td colspan="3">指定管理者記入欄（自己評価（採点）を行うにあたり、どのように判断をしたか。また、採点基準等について詳細を記述してください。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">PR 事項（法人・施設でどんなことに取り組んでいるか。PR できる事項・取り組み等があればご記入ください）</td><td colspan="2">自己評価欄</td></tr>
<tr><td></td><td>点</td></tr>
<tr><td colspan="3">第三者評価委員会記入欄</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改善すべき点・課題等</td><td colspan="2">委員会評価欄</td></tr>
<tr><td></td><td>点</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">１　施設目的の理解
1－（２）　地域の理解</td></tr>
<tr><td colspan="3">【評価指標】
寿地区に関する市の施策の方針や寿地区の歴史的背景、地域住民の生活状況、医療の現状など地域特性を理解している。
地域特性を踏まえた運営を行っている。</td></tr>
<tr><td>配点</td><td colspan="2" rowspan="2">（採点）
A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点</td></tr>
<tr><td>15 点</td></tr>
<tr><td colspan="3">指定管理者記入欄</td></tr>
<tr><td rowspan="2">PR 事項</td><td colspan="2">自己評価欄</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">第三者評価委員会記入欄</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改善すべき点・課題等</td><td colspan="2">委員会評価欄</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

１　施設目的の理解 1－（３）　利用者の意見の反映			
【評価指標】 利用者アンケート等を通じて施設でのサービスに対する満足度等を把握している。 利用者の意見から課題を抽出して施設の運営に反映している。			
配点 15 点	（採点） A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点		
指定管理者記入欄			
PR 事項		自己評価欄	
第三者評価委員会記入欄			
改善すべき点・課題等		委員会評価欄	

１　施設目的の理解 1－（４）　利用者の苦情への対応			
【評価指標】 利用者が意見や苦情を述べやすい環境が整備されている。 苦情の記録や報告、対応が適切に行われている。			
配点	（採点）		
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点		
指定管理者記入欄			
PR 事項		自己評価欄	
第三者評価委員会記入欄			
改善すべき点・課題等		委員会評価欄	

２　職員配置・人材育成

２－（１）　職員の勤務体制・勤務状況の把握

【評価指標】

施設の設置目的を達成するため、効果的かつ効率的な人員及び勤務体制が図られている。法人が職員の休暇、出張や超過勤務等の服務管理を行い、休暇の取得、不要な出張や超過勤務の削減に努めている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

指定管理者記入欄

PR 事項	自己評価欄	

第三者評価委員会記入欄

改善すべき点・課題等	委員会評価欄	

２　職員配置・人材育成 ２－（２）　　人材育成			
【評価指標】 法人による研修計画に基づき研修が実施され、職員の資質向上が図られている。 定期的に施設運営に関する意見交換等が行われている。			
配点	（採点）		
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点		
指定管理者記入欄			
PR 事項		自己評価欄	
第三者評価委員会記入欄			
改善すべき点・課題等		委員会評価欄	

２　職員配置・人材育成 ２－（３）　　利用者への応対	
【評価指標】 制服や名札の着用等、利用者から職員であると判別されるようにしている。 応対の際に利用者が不快感を与えないような言葉遣いや態度である。	
配点 15 点	（採点） A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点
指定管理者記入欄	
PR 事項	自己評価欄
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄

２　職員配置・人材育成 ２－（４）　　個人情報保護・人権擁護			
【評価指標】 個人情報保護体制の構築、研修の実施等による周知・徹底がされている。 人権擁護への取組を行っている。			
配点	（採点）		
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点		
指定管理者記入欄			
PR 事項		自己評価欄	
第三者評価委員会記入欄			
改善すべき点・課題等		委員会評価欄	

３　事業運営 ３－（１）　利用実績・業務改善			
【評価指標】 利用実績を把握し、実績の推移に関する考察や課題の抽出及びその対応が行われている。事例検討やミーティング等を通じ、課題の抽出を行い、施設としてのサービスや機能について整理がされている。			
配点	（採点）		
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点		
指定管理者記入欄			
PR 事項		自己評価欄	
第三者評価委員会記入欄			
改善すべき点・課題等		委員会評価欄	

３　職員配置・人材育成 ３－（２）　広報・利用促進	
【評価指標】 センターが寿地区内外の交流等の機会を提供する役割を理解している。 センター及び寿地区に関する情報発信を行い、利用促進につなげている。	
配点 15 点	（採点） A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点
指定管理者記入欄	
PR 事項	自己評価欄
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄

３　職員配置・人材育成 ３－（３）　地域連携			
【評価指標】 地域福祉の現状をふまえ、地域行事への協力や自主企画事業の実施等において、地域住民や自治会町内会、ボランティア団体、関係機関等とのネットワークを構築して事業を行っている。			
配点 15 点	（採点） A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点		
指定管理者記入欄			
PR 事項		自己評価欄	
第三者評価委員会記入欄			
改善すべき点・課題等		委員会評価欄	

３　事業運営 ３－（４）　受付案内体制	
【評価指標】 受付窓口が利用者にわかりやすく、職員が常駐している。 利用者への応対に関するマニュアル整備や研修体制が整えられている。	
配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点
指定管理者記入欄	
PR 事項	自己評価欄
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄

４　施設の維持・管理 ４－（１）　施設の維持保全管理・備品の管理			
【評価指標】 長寿命化を踏まえ、建物が適切に管理され、安全で良好な機能の保持がなされている。 利用者が快適に利用できるよう、施設内の清掃が行き届いている。 備品が台帳と相違なく、保管または利用に供されている。			
配点	（採点）		
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点		
指定管理者記入欄			
PR 事項		自己評価欄	
第三者評価委員会記入欄			
改善すべき点・課題等		委員会評価欄	

４　施設の維持・管理 ４－（２）　施設の利用許可	
【評価指標】 公平・公正に利用受付及び許可を行うための方針があり、市民が確認できるようになっている。 利用者にとって公平・公正なサービスの提供を行っている。	
配点 15 点	（採点） A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点
指定管理者記入欄	
PR 事項	自己評価欄
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄

４　施設の維持・管理 ４－（３）　事故防止体制・緊急時対応	
【評価指標】 事故防止・事故発生時の体制、研修・訓練等の実施計画は充分なものとなっている。 訓練・ヒヤリハット事例・事故発生時の検証が実施され施設運営に反映されている。	
配点 15 点	（採点） A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点
指定管理者記入欄	
PR 事項	自己評価欄
第三者評価委員会記入欄	
改善すべき点・課題等	委員会評価欄

４　施設の維持・管理 ４－（４）　防災に対する取組			
【評価指標】 防災訓練の実施、発災時の対応体制や利用者の安全確保策が適切なものとなっており、職員に周知されている。 地域と連携した防災の取り組みがされている。			
配点	（採点）		
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点		
指定管理者記入欄			
PR 事項		自己評価欄	
第三者評価委員会記入欄			
改善すべき点・課題等		委員会評価欄	

５　経営管理 ５－（１）　横浜市との協働			
【評価指標】 横浜市の施策や中区の事業を十分に把握したうえで、センターの役割を理解し、行政と協働して取り組んでいる。 運営状況について適切に情報共有を行っている。			
配点	（採点）		
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点		
指定管理者記入欄			
PR 事項		自己評価欄	
第三者評価委員会記入欄			
改善すべき点・課題等		委員会評価欄	

５　経営管理 ５－（２）　横浜市の重要施策を踏まえた運営			
【評価指標】 横浜市男女共同参画行動計画、ヨコハマ３Ｒ夢プラン、市内中小企業振興、次世代育成対策推進法、障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針等の趣旨を踏まえた運営を行っている。			
配点 15 点	（採点） A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点		
指定管理者記入欄			
PR 事項		自己評価欄	
第三者評価委員会記入欄			
改善すべき点・課題等		委員会評価欄	

5　経営管理 5－(3)　指定管理料の執行			
【評価指標】 指定管理料が適切な会計処理により執行されている。			
配点	（採点）		
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点		
指定管理者記入欄			
PR 事項		自己評価欄	
第三者評価委員会記入欄			
改善すべき点・課題等		委員会評価欄	

<table>
<tr><td colspan="3">5　経営管理
5－(4)　効果的かつ効率的な運営</td></tr>
<tr><td colspan="3">【評価指標】
効率的な経費の執行による適切な指定管理料になっている。
経費削減の視点を持った、効果的かつ効率的な運営のために工夫している点が認められる。</td></tr>
<tr><td>配点
15 点</td><td colspan="2">（採点）
A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点</td></tr>
<tr><td colspan="3">指定管理者記入欄</td></tr>
<tr><td rowspan="2">PR 事項</td><td colspan="2">自己評価欄</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">第三者評価委員会記入欄</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改善すべき点・課題等</td><td colspan="2">委員会評価欄</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

横浜市寿町健康福祉交流センター
指定管理者第三者評価
評価・採点の考え方（案）

横　浜　市

目次

評価領域１　施設目的の理解
評価分類１－（１）施設の目的や基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p2
評価分類１－（２）地域の理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p3
評価分類１－（３）利用者の意見の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p4
評価分類１－（４）利用者の苦情への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p5
評価領域２　職員配置・人材育成
評価分類２－（１）職員の勤務体制・勤務状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・p6
評価分類２－（２）人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p7
評価分類２－（３）利用者への応対・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p8
評価分類２－（４）個人情報保護・人権擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p9
評価領域３　事業運営
評価分類３－（１）利用実績・業務改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p10
評価分類３－（２）広報・利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p11
評価分類３－（３）地域連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p12
評価分類３－（４）受付案内体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p13
評価領域４　施設の維持・管理
評価分類４－（１）施設の維持保全管理・備品の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・p14
評価分類４－（２）施設の利用許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p15
評価分類４－（３）事故防止体制・緊急時対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p16
評価分類４－（４）防災に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p17
評価領域５　経営管理
評価分類５－（１）横浜市との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p18
評価分類５－（２）横浜市の重要施策を踏まえた運営・・・・・・・・・・・・・・・・・p19
評価分類５－（３）指定管理料の執行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p20
評価分類５－（４）効果的かつ効率的な運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p21

１　施設目的の理解 1－（１）　施設の目的や基本方針	
【評価指標】 公益的な観点からの施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が設定されている。 職員が基本方針を理解して施設運営に携わっている。	
配点 15 点	（採点） A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点
【評価の視点・ポイント】 ☆施設の設置目的を踏まえた運営を行うためには、その基本方針が具体的に明文化されていることが必要です。どのような形式で明示されているかを評価します。 ①設置目的を踏まえ、さらに事業者としての特色を打ち出した基本方針を明文化しているか。 ②設置目的の単純な書き換えや事業者本体の事業活動に対する基本方針ではなく、寿町周辺地域の特性に合致するような基本方針がわかりやすく明文化されているかどうか。 ☆職員に対し、施設の設置目的及び管理運営上の基本方針を理解するための取組が行われているか確認します。 ①研修の実施や文書の配布、施設内への掲示等、どのような方法で周知しているか。 ②①の取組の結果、職員が目的や方針を理解し、実践しているかどうか。	

１　施設目的の理解
1－（２）　地域の理解

【評価指標】
寿地区に関する市の施策の方針や寿地区の歴史的背景、地域住民の生活状況、医療の現状など地域特性を理解している。
地域特性を踏まえた運営を行っている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】
☆施設の設置目的を達成するためには、周辺地域の歴史や現状を理解し、的確にニーズに応えていく必要があります。法人が地域特性をどのように理解し、施設運営に反映しているかを確認します。

（参考）寿地区について
　横浜の寿地区は、東京の山谷地区、大阪のあいりん地区と並んで「日本三大簡宿街」と呼ばれてきました。昭和３０年代以降、多くの日雇い労働者が寿地区に集中的に住んでいましたが、移り行く社会情勢の変化の中、労働者が減少する一方で住民の高齢化が進み、かつての「日雇い労働者のまち」から「福祉ニーズの高いまち」へと変貌を遂げてきました。
このような変遷の中で、自治会町内会や簡易宿泊所、介護事業所、ＮＰＯ法人など様々な方が地区内で活動しています。こうした社会資源が豊富であることも寿地区の特性となっています。

１　施設目的の理解

1－（３）　利用者の意見の反映

【評価指標】

利用者アンケート等を通じて施設でのサービスに対する満足度等を把握している。

利用者の意見から課題を抽出して施設の運営に反映している。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆施設の目的を達成するためには、利用者の意見を適切に反映し、より効果的な運営に努めることが重要です。利用者の意見の抽出のためにどのような手法を用い、サービス向上につなげているかを確認します。

①利用者アンケート等、利用者の意見を抽出する仕組みがあるか。

②把握した利用者の意見をどのように施設運営に反映しているか。

１　施設目的の理解

1－（４）　利用者の苦情への対応

【評価指標】

利用者が意見や苦情を述べやすい環境が整備されている。

苦情の記録や報告、対応が適切に行われている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆要望や苦情に対しては、そのレベルや内容、利用者の状況によって、申し出の方法や解決方法が一様ではないため、複数の受付窓口や解決のルートが確保されていることが必要です。

①利用者の要望や苦情に対する受付方法、対応手順、責任者や担当者等が明確になっているか。

②要望や苦情の受付方法が館内掲示やホームページへの掲載などわかりやすく周知されているか。

③要望や苦情に適切に対応し、記録や報告が徹底されているか。

④具体的にどのような要望や苦情があり、どのように対応したか。

２　職員配置・人材育成

２－（１）　職員の勤務体制・勤務状況の把握

【評価指標】

施設の設置目的を達成するため、効果的かつ効率的な人員及び勤務体制が図られている。法人が職員の休暇、出張や超過勤務等の服務管理を行い、休暇の取得、不要な出張や超過勤務の削減に努めている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆利用者が快適に利用するためには、各職員の役割を明確にし、責任を持って業務にあたる必要があります。施設の運営に係る業務体制について評価します。

①各業務に対し、必要最低限の職員を配置しているか。

②単独の職員が複数の業務を兼任する場合にも、利用者の利用が妨げられないような体制になっているか。

（参考）職員配置の考え方

「業務の基準」で以下のように規定しています。

職種等		人員等
統括責任者	センター長	常勤１名
統括責任者補佐	副センター長	常勤１名
地域・交流活動事業（１階）	地域・交流活動事業管理運営者	常勤１名
医療・健康管理事業（２階）	医療・健康活動事業管理運営者	常勤１名
健康コーディネート事業	保健師又は看護師 社会福祉士その他これに準じる者	常勤専従１名 常勤専従１名

☆利用者が適当に施設の利用ができるようにするため、職員の出勤や出張の状況や、やむを得ず発生する超過勤務等について法人が服務管理を行っている必要があります。また、効果的かつ効率的な施設の運営のため、不要な出張や超過勤務等がないかどうかチェックする機能が働いているかを確認します。

①シフト表の作成や、役割分担を示すボードの設置等、職員同士が互いの業務内容を把握できる工夫を行っているか。

②休暇や出張、超過勤務については事前に命令簿で確認されており、休暇の取得、不要な出張や超過勤務の削減に努めているか。

２　職員配置・人材育成

２－(2)　人材育成

【評価指標】

法人による研修計画に基づき研修が実施され、職員の資質向上が図られている。

定期的に施設運営に関する意見交換等が行われている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆施設でのサービス向上のためには、具体的な研修計画に基づく職員研修を実施し、職員一人一人の資質の向上や、課題等に対する理解及び情報の共有が必要になります。

①法人による具体的な研修計画が策定されているか。

②定期的な意見交換会等が行われているか。

２　職員配置・人材育成

２－(3)　　利用者への応対

【評価指標】

制服や名札の着用等、利用者から職員であると判別されるようにしている。

応対の際に利用者に不快感を与えないような言葉遣いや態度である。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆利用者が困った時などに話しかけやすいよう、職員であることを示す制服や名札の着用等の取組を行っているかどうかを確認します。また、利用者に不快感を与えないような応対を行うことも必要です。

①制服、名札等の着用が徹底されているか。

②利用者に対して、不快感を与えないような応対をしているか。

２　職員配置・人材育成
２－(4)　　個人情報保護・人権擁護

【評価指標】
個人情報保護体制の構築、研修の実施等による周知・徹底がされている。
人権擁護への取組を行っている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】
☆取得した個人情報については、機密性が担保され、適正に取り扱うことが必要です。施設の運営管理業務の実施にあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」)」等の関係法令が遵守され、施設の責任体制・管理体制が明確に示され、従事職員に対する研修等が定期的に実施された上で正しく理解し実践されていることが重要です。
　また、基本的な事項である、利用者を尊重した、利用者に対してふさわしい職員側の対応が出来ているかを確認します。

１　個人情報保護について、以下の取り組みが実践されているかを確認します。
①個人情報保護条例をはじめとした関係法令等が遵守されているか。
②法人が規定する「個人情報に関する文書等管理規則」等に基づき、施設内での責任体制・実施体制の整備、文書管理台帳の作成、個人情報の保管・廃棄等が適切に実施されている。
③個人情報を取り扱う従事者に対して、必要な研修が実施されており、周知・徹底が図られている。
④法人が保有する個人情報の漏洩がなく、漏洩防止の取り組みが工夫されている。

２　人権擁護についてどのような取り組みが実施されているかを評価します。
①接遇に関して、職員への研修・啓発を行っている。また、浸透させるために工夫がみられる。
②人権侵害が起こった際の事実関係の把握や利用者のフォローが行われる体制が整備されている。

３　事業運営

３－（１）　利用実績・業務改善

【評価指標】

利用実績を把握し、実績の推移に関する考察や課題の抽出及びその対応が行われている。事例検討やミーティング等を通じ、課題の抽出を行い、施設としてのサービスや機能について整理がされている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆施設運営の課題の抽出手段の一つとして、毎年度の施設利用実績を把握することは重要です。利用実績の推移から利用者の傾向を分析しているか、また課題検討を行い施設の運営に反映しているかなどを確認します。

①毎年度の施設の利用実績を把握し、記録されているか。

②利用実績の推移からみられる課題の検討や、その対応が図られているか。

☆事業を効果的に実施し、その質を向上させるためには、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を定め、その実施状況や目標の達成状況を評価し、次年度以降の運営の改善に生かすことが求められます。

また、日々の業務にあたっては、事例検討やミーティング等を通じて、課題の抽出を行えており、施設としてのサービスや機能についても整理されていることが重要です。PDCA サイクルに基づく、持続的改善の仕組みが確立され、施設の事業運営の維持向上に努めているかを評価します。

①　ケーススタディ等の実施により、施設運営に必要な課題が収集・整理されている。

②検討会やミーティング等の記録が整理されており、課題が抽出され解決に向けた取り組みが計画的に実施されている。

③過年度を踏まえた年間の事業計画書が作成されており、目標等については妥当性がある。

④年間の事業計画に対する振り返りが実施され、事業運営の水準が向上している。

３　事業運営

３－(2)　広報・利用促進

【評価指標】

センターが寿地区内外の交流等の機会を提供する役割を理解している。

センター及び寿地区に関する情報発信を行い、利用促進につなげている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆「高齢者をはじめ誰もが安全・安心に住み、お互いを支えあいながら交流しやすい開かれたまちづくりを緩やかに進めていく」ために、寿地区住民をはじめとする市民がセンターを利用し、寿地区内外の交流が図られることを確認します。

①広報や利用促進が効果的に行われているか。

②センターの利用について、寿地区内の住民だけでなく、広く市民を対象としたものとなっているか。

３　事業運営

３－（３）　地域連携

【評価指標】

地域福祉の現状をふまえ、地域行事への協力や自主企画事業の実施等において、地域住民や自治会町内会、ボランティア団体、関係機関等とのネットワークを構築して事業を行っている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆寿町健康福祉交流センターは、寿町周辺地域の住民や団体等の日常の居場所や交流の場としての機能を果たしており、地域連携を活発に行っていくことが求められます。また、指定管理施設は、公の施設として、地域の実情を把握し、課題に向き合う姿勢が求められます。地域の実情を理解し、地域の支援機関の中心的な役割果たすことが求められます。このため、地域の関係機関と連携し、地域課題に主体的に取り組んでいるかを評価します。

①地区内の関係機関・関係団体等との連携を模索し、また、地域の社会資源の発掘を自主的に実施している。

②地域との良好な関係を構築するために、一時的、場当たり的な取り組みではなく計画的に交流がなされている。

③施設は、利用者のみならず、地域の人たちにとっても貴重な社会的資源であることを踏まえ、一般市民や地域で活動する団体等に施設の設備を貸し出している。

④施設の基本方針や利用条件・サービス内容等の問い合わせについて、いつでも対応ができるようになっている。

⑤利用希望者や関係先機関に対し、利用者に配慮した上で施設見学等の対応を行っている。

３　事業運営

３－(4)　受付案内体制

【評価指標】

受付窓口が利用者にわかりやすく、職員が常駐している。

利用者への応対に関するマニュアル整備や研修体制が整えられている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆利用者が施設を利用しやすいよう工夫がされているかを評価します。また、利用者が窓口に訪れた際に対応ができるよう、職員が常駐する体制がとられているかを確認します。

①受付窓口がわかりやすい工夫がされているか。

②受付窓口に職員が常駐しているか。

③利用者への応対に関するマニュアル整備や研修実施により、サービスの向上に努めているか。

４　施設の維持・管理

４－（１）　施設の維持保全管理・備品の管理

【評価指標】

長寿命化を踏まえ、建物が適切に管理され、安全で良好な機能の保持がなされている。
利用者が快適に利用できるよう、施設内の清掃が行き届いている。
備品が台帳と相違なく、保管または利用に供されている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆定期的な点検や必要に応じた修繕によって利用者の安全が守られているかを確認します。また、長寿命化推進に向けた取り組みの実施により、建築物のライフサイクルコストの縮減、建替えに伴って発生する建設廃棄物の削減、光熱水費等のエネルギーコストを抑制することも重要です。多くの人が利用する、或いは訪れる公の施設として、美化推進のために清掃や外構植栽等の管理が計画的に実行されていることも求められます。

①委託業者による設備点検が定期的に実施され、問題点等が発生した場合に早急な対応策を講じている。

②今期指定管理選定時の提案書に沿って、職員による日常の設備点検が実施されている。

③外構・植栽管理、廃棄物処理業務、害虫駆除、清掃業務等が計画的に実施されている。

④館内の掲示物の管理が行えている。

⑤施設として、修繕が必要な箇所について把握されており、緊急性が高いものより計画的に保全が行えている。

☆施設における適正な備品の管理が行われているかを確認します。備品の管理にあたっては、市の備品と法人の備品が明確に区別され、管理用の台帳と実際の備品が突合できるようになっている必要があります。また、施設の運営や利用者の利用に支障が生じないよう、管理されている備品については適切な保管や修繕がなされ、不都合なく利用可能である状態が維持されていなければいけません。

①備品台帳が整備されており、実際の保管状況と一致しているか。

②備品の劣化や破損が放置されていないか。

４　施設の維持・管理

4－(2)　施設の利用許可

【評価指標】

公平・公正に利用受付及び許可を行うための方針があり、市民が確認できるようになっている。

利用者にとって公平・公正なサービスの提供を行っている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆地方自治法において、市民が公の施設を利用することについて、正当な理由なく利用を拒むこと及び不当な差別的取扱いをすることを禁じています。また設置目的達成のために広く市民に利用される必要があります。

①公平・公正な利用受付・許可を行うため、明確な基準を作成している。かつ、その基準を市民がいつでも確認でき、理解できるものであること。

②利用許可を必要としないセンターの施設（ラウンジ、図書コーナー等）の利用についても市民の安全かつ快適な利用のため、明確なルールを作成し、そのルールを確認できる状態にしている。

③利用許可できない場合には、その理由やセンターの設置目的を丁寧に説明している。

４　施設の維持・管理

４－(3)　事故防止体制・緊急時対応

【評価指標】

事故防止・事故発生時の体制、研修・訓練等の実施計画は充分なものとなっている。

訓練・ヒヤリハット事例・事故発生時の検証が実施され施設運営に反映されている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

（評価の視点・ポイント）

☆事故等発生時において適切かつ迅速な対応がとれるよう、日常的に事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び施設等の運営の適正化を図ることは非常に重要です。

事故等に備えて、事故防止や緊急時の行動についてマニュアルが整備されており、計画的に研修や訓練が実施され、本市や法人本部への報告体制が整備されているかを評価します。また、事故等が発生した場合には、その原因究明や再発防止策が具体的になっており、事故発生時の対応について振り返りや検証が適切に実施され、検証結果を施設運営に反映する体制が確立されているかを評価します。

①事故防止・事故対応マニュアルが整備され、職員に周知されている。

②事故等発生時の研修や訓練が計画的に実施されており、その内容や頻度について充分なものである。

③事故発生時の本市・法人への報告体制が具体的に示されている。休日夜間であっても機能する連絡体制が示されている。

④ヒヤリハット事例や緊急対応訓練の評価を検証するものになっているか。

⑤事件や事故が発生した場合に、その原因究明や再発防止策、事故発生時の対応についての振り返り、検証が行えるものになっており、施設運営に反映する体制が整備されている。

⑥発生防止のため、点検や巡回等の日常業務が重要であることを理解している。

４　施設の維持・管理
４－（４）　防災に対する取り組み

【評価指標】
防災訓練の実施、発災時の対応体制や利用者の安全確保策が適切なものとなっており、職員に周知されている。
地域と連携した防災の取り組みがされている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】
☆施設と利用者という視点だけでなく、公の施設としての役割、さらに地域の特性を踏まえた取組み、地域との連携が必要となります。

①災害時や緊急時のマニュアルが整備されている。
②施設内の備品等の転倒防止対策が充分である。窓ガラスや食器棚等のガラス飛散防止対策がされている。
③建物内の安全な避難スペース、消火器の位置、地震時に開放する出口位置、避難経路などについて、全職員に周知が行えている。また、掲示物等によって利用者にも分かりやすいように整備されている。
④自衛消防隊の組織や避難訓練実施を行っている。
⑤地域の防災訓練への参加、地域防災拠点運営委員会との連携など、地域と連携した防災への主体的な取り組みがされている。
⑥上層階が市営住宅となっていることから、居住者との連携がなされている。
⑦災害時等に物資集配拠点やボランティア活動拠点として利用されること、また指定管理者はそれに協力する必要があることを理解している。
⑧災害弱者になりやすい高齢者や障害者等が簡易宿泊所に多く居住しているという地区の特性を理解している。

【参考】
・公の施設の役割（横浜市防災計画より）
横浜市の公の施設は、災害等が発生することが予想される場合に、物資集配拠点やボランティア活動拠点、補完施設等として使用することが定められています。
・地域防災拠点運営委員会
防災資機材・食料等の備蓄する地域防災拠点で、安全かつ秩序ある避難生活の維持や防災資機材を活用した救助・救出等を行う地域・学校・区役所で構成する委員会。

５　経営管理

５－（１）　横浜市との協働

【評価指標】

センター再整備基本計画や地域福祉保健計画、区事業等を十分に把握したうえで、センターの役割を理解し、行政と協働して取り組んでいる。

運営状況について適切に情報共有を行っている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆センターの設置目的を達成するためには、横浜市の施策や中区の事業を理解していることが必要不可欠です。それらとセンターの関係を理解し、協働して取り組んでいるかを確認します。

　また、運営状況について適切に情報共有を行い、市と協力して施設運営を行っているかを評価します。

①横浜市の施策や中区の事業を理解し、横浜市と協働して事業に取り組んでいるか。

②運営状況について適切に情報共有を行っている。

5　経営管理

5－(2)　横浜市の重要施策を踏まえた運営

【評価指標】

横浜市男女共同参画行動計画、ヨコハマ３Ｒ夢プラン、市内中小企業振興、次世代育成対策推進法、障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針等の趣旨を踏まえた運営を行っている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆本市における指定管理者制度の運用は、「サービス向上」「経費節減」にとどまらず、公共性に基づく価値の創出を目的としていることを踏まえ、本市の重要政策課題への対応状況を評価する必要があります。本市の重要な施策を認識し、団体が積極的に取り組む姿勢があるかを確認します。

①横浜市男女共同参画行動計画、ヨコハマ３Ｒ夢プラン、市内中小企業振興、次世代育成対策推進法、障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針等の横浜市の重要施策を理解しているか。

②また、それらに関して積極的に取組みを行っているか。

5　経営管理

5－(3)　指定管理料の執行

【評価指標】

指定管理料が適切な会計処理により執行されている。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5 点

【評価の視点・ポイント】

☆指定管理料が適切な会計処理により執行されているかを評価します。

①支出計画に基づく指定管理料の執行がされている。

②法人の経理規程に基づき適切に処理が行えている。

③契約業者の選定にあたり、契約理由等が明確となっている。

④指定管理者自らが負担する各種経費が、指定管理料、利用料金、自主事業における実費収入等明確に区分されている

⑤収支決算書に記載されている費目に関し、伝票が存在する。

⑥伝票等の整理、出納帳などの帳簿作成等により、客観的に確認を行うことができ、透明性が担保されている。

5　経営管理

5－(4)　効果的かつ効率的な運営

【評価指標】

効率的な経費の執行による適切な指定管理料になっている。

経費削減の視点を持った、効果的かつ効率的な運営のために工夫している点が認められる。

配点	（採点）
15 点	A 評価…15 点　B 評価…10 点　C 評価…5

【評価の視点・ポイント】

☆適切な予算が積算され、それに基づいて経費が執行されているとともに、効果的かつ効率的に運営する工夫が行われているかを確認します。

①事業費や修繕費等、運営に関する費用が適切に計上されているか。

②過年度実績や利用者の意見等を反映し、費用対効果等コスト意識を持ち、効果的かつ効率的な施設運営に資する工夫が行われているか。

横浜市寿町健康福祉交流センター第三者評価　評価項目一覧（案）

評価領域		評価分類		評価指標	配点	採点		
						A	B	C
1	施設目的の理解	1－（1）	施設の目的や基本方針	公益的な観点からの施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が設定されている。 職員が基本方針を理解して施設運営に携わっている。	15	15	10	5
		1－（2）	地域の理解	寿地区に関する市の施策の方針や寿地区の歴史的背景、地域住民の生活状況、医療の現状など地域特性を理解している。 地域特性を踏まえた運営を行っている。	15	15	10	5
		1－（3）	利用者の意見の反映	利用者アンケート等を通じて施設でのサービスに対する満足度等を把握している。 利用者の意見から課題を抽出して施設の運営に反映している。	15	15	10	5
		1－（4）	利用者の苦情への対応	利用者が意見や苦情を述べやすい環境が整備されている。 苦情の記録や報告、対応が適切に行われている。	15	15	10	5
2	職員配置・人材育成	2－（1）	職員の勤務体制・勤務状況の把握	施設の設置目的を達成するため、効果的かつ効率的な人員及び勤務体制が図られている。 法人が職員の休暇、出張や超過勤務等の服務管理を行い、休暇の取得、不要な出張や超過勤務の削減に努めている。	15	15	10	5
		2－（2）	人材育成	法人による研修計画に基づき研修が実施され、職員の資質向上が図られている。 定期的に施設運営に関する意見交換等が行われている。	15	15	10	5
		2－（3）	利用者への応対	制服や名札の着用等、利用者から職員であると判別されるようにしている。 応対の際に利用者に不快感を与えないような言葉遣いや態度である。	15	15	10	5
		2－（4）	個人情報保護・人権擁護	個人情報保護体制の構築、研修の実施等による周知・徹底がされている。 人権擁護への取組を行っている。	15	15	10	5
3	事業運営	3－（1）	利用実績・業務改善	利用実績を把握し、実績の推移に関する考察や課題の抽出及びその対応が行われている。 事例検討やミーティング等を通じ、課題の抽出を行い、施設としてのサービスや機能について整理がされている。	15	15	10	5
		3－（2）	広報・利用促進	センターが寿地区内外の交流等の機会を提供する役割を理解している。 センター及び寿地区に関する情報発信を行い、利用促進につなげている。	15	15	10	5
		3－（3）	地域連携	地域福祉の現状をふまえ、地域行事への協力や自主企画事業の実施等において、地域住民や自治会町内会、ボランティア団体、関係機関等とのネットワークを構築して事業を行っている。	15	15	10	5
		3－（4）	受付案内体制	受付窓口が利用者にわかりやすく、職員が常駐している。 利用者への応対に関するマニュアル整備や研修体制が整えられている。	15	15	10	5
4	施設の維持・管理	4－（1）	施設の維持保全管理・備品の管理	長寿命化を踏まえ、建物が適切に管理され、安全で良好な機能の保持がなされている。 利用者が快適に利用できるよう、施設内の清掃が行き届いている。 備品が台帳と相違なく、保管または利用に供されている。	15	15	10	5
		4－（2）	施設の利用許可	公平・公正に利用受付及び許可を行うための方針があり、市民が確認できるようになっている。 利用者にとって公平・公正なサービスの提供を行っている。	15	15	10	5
		4－（3）	事故防止体制・緊急時対応	事故防止・事故発生時の体制、研修・訓練等の実施計画は充分なものとなっている。 訓練・ヒヤリハット事例・事故発生時の検証が実施され施設運営に反映されている。	15	15	10	5
		4－（4）	防災に対する取組	防災訓練の実施、発災時の対応体制や利用者の安全確保策が適切なものとなっており、職員に周知されている。 地域と連携した防災の取り組みがされている。	15	15	10	5
5	経営管理	5－（1）	横浜市との協働	横浜市の施策や中区の事業を十分に把握したうえで、センターの役割を理解し、行政と協働して取り組んでいる。 運営状況について適切に情報共有を行っている。	15	15	10	5
		5－（2）	横浜市の重要施策を踏まえた運営	横浜市男女共同参画行動計画、ヨコハマ３Ｒ夢プラン、市内中小企業振興、次世代育成対策推進法、障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針等の趣旨を踏まえた運営を行っている。	15	15	10	5
		5－（3）	指定管理料の執行	指定管理料が適切な会計処理により執行されている。	15	15	10	5
		5－(4)	効果的かつ効率的な運営	効率的な経費の執行による適切な指定管理料になっている。 経費削減の視点を持った、効果的かつ効率的な運営のために工夫している点が認められる。	15	15	10	5

総合評価（300点満点）	
A	270点以上　概ねA評価
B	240～269点　概ねA評価B評価
C	200～239点　概ねB評価
D	150～199点　概ねB評価C評価
E	149点以下　概ねＣ評価

令和3年度横浜市寿町健康福祉交流センター第三者評価　委員採点表（案）

委員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

A：十分　B：一定程度十分　C:不十分

		評価分類	評価指標	配点	採点	採点結果
評価領域1	施設目的の理解	1－(1) 施設の目的や基本方針	公益的な観点からの施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が設定されている。 職員が基本方針を理解して施設運営に携わっている。	15	A　15 B　10 C　5	領域1 点数 ／60
		1－(2) 地域の理解	寿地区に関する市の施策の方針や寿地区の歴史的背景、地域住民の生活状況、医療の現状など地域特性を理解している。 地域特性を踏まえた運営を行っている。	15	A　15 B　10 C　5	
		1－(3) 利用者の意見の反映	利用者アンケート等を通じて施設でのサービスに対する満足度等を把握している。 利用者の意見から課題を抽出して施設の運営に反映している。	15	A　15 B　10 C　5	
		1－(4) 利用者の苦情への対応	利用者が意見や苦情を述べやすい環境が整備されている。 苦情の記録や報告、対応が適切に行われている。	15	A　15 B　10 C　5	
評価領域2	職員配置・人材育成	2－(1) 職員の勤務体制・勤務状況の把握	施設の設置目的を達成するため、効果的かつ効率的な人員及び勤務体制が図られている。 法人が職員の休暇、出張や超過勤務等の服務管理を行い、休暇の取得、不要な出張や超過勤務の削減に努めている。	15	A　15 B　10 C　5	領域2 点数 ／60
		2－(2) 人材育成	法人による研修計画に基づき研修が実施され、職員の資質向上が図られている。 定期的に施設運営に関する意見交換等が行われている。	15	A　15 B　10 C　5	
		2－(3) 利用者への応対	制服や名札の着用等、利用者から職員であると判別されるようにしている。 応対の際に利用者に不快感を与えないような言葉遣いや態度である。	15	A　15 B　10 C　5	
		2－(4) 個人情報保護・人権擁護	個人情報保護体制の構築、研修の実施等による周知・徹底がされている。 人権擁護への取組を行っている。	15	A　15 B　10 C　5	
評価領域3	事業運営	3－(1) 利用実績・業務改善	利用実績を把握し、実績の推移に関する考察や課題の抽出及びその対応が行われている。 事例検討やミーティング等を通じ、課題の抽出を行い、施設としてのサービスや機能について整理がされている。	15	A　15 B　10 C　5	領域3 点数 ／60
		3－(2) 広報・利用促進	センターが寿地区内外の交流等の機会を提供する役割を理解している。 センター及び寿地区に関する情報発信を行い、利用促進につなげている。	15	A　15 B　10 C　5	
		3－(3) 地域連携	地域福祉の現状をふまえ、地域行事への協力や自主企画事業の実施等において、地域住民や自治会町内会、ボランティア団体、関係機関等とのネットワークを構築して事業を行っている。	15	A　15 B　10 C　5	
		3－(4) 受付案内体制	受付窓口が利用者にわかりやすく、職員が常駐している。 利用者への応対に関するマニュアル整備や研修体制が整えられている。	15	A　15 B　10 C　5	
評価領域4	施設の維持・管理	4－(1) 施設の維持保全管理・備品の管理	長寿命化を踏まえ、建物が適切に管理され、安全で良好な機能の保持がなされている。 利用者が快適に利用できるよう、施設内の清掃が行き届いている。 備品が台帳と相違なく、保管または利用に供されている。	15	A　15 B　10 C　5	領域4 点数 ／60
		4－(2) 施設の利用許可	公平・公正に利用受付及び許可を行うための方針があり、市民が確認できるようになっている。 利用者にとって公平・公正なサービスの提供を行っている。	15	A　15 B　10 C　5	
		4－(3) 事故防止体制・緊急時対応	事故防止・事故発生時の体制、研修・訓練等の実施計画は充分なものとなっている。 訓練・ヒヤリハット事例・事故発生時の検証が実施され施設運営に反映されている。	15	A　15 B　10 C　5	
		4－(4) 防災に対する取組	防災訓練の実施、発災時の対応体制や利用者の安全確保策が適切なものとなっており、職員に周知されている。 地域と連携した防災の取り組みがされている。	15	A　15 B　10 C　5	

評価領域5	経営管理	5－(1) 横浜市との協働	横浜市の施策や中区の事業を十分に把握したうえで、センターの役割を理解し、行政と協働して取り組んでいる。 運営状況について適切に情報共有を行っている。	15	A 15	領域5 点数
					B 10	
					C 5	
		5－(2) 横浜市の重要施策を踏まえた運営	横浜市男女共同参画行動計画、ヨコハマ3R夢プラン、市内中小企業振興、次世代育成対策推進法、障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針等の趣旨を踏まえた運営を行っている。	15	A 15	／60
					B 10	
					C 5	
		5－(3) 指定管理料の執行	指定管理料が適切な会計処理により執行されている。	15	A 15	
					B 10	
					C 5	
		5－(4) 効果的かつ効率的な運営	効率的な経費の執行による適切な指定管理料になっている。 経費削減の視点を持った、効果的かつ効率的な運営のために工夫している点が認められる。	15	A 15	
					B 10	
					C 5	

評価項目	採点結果
評価領域1 施設目的の理解	/60点
評価領域2 職員配置･人材育成	/60点
評価領域3 事業運営	/60点
評価領域4 施設の維持･管理	/60点
評価領域5 経営管理	点 /60点）
総　　計	点 /300点）

総合評価
A…270点以上 概ねA評価
B…240～269点 概ねA評価B評価
C…200～239点 概ねB評価
D…150～199点 概ねB評価C評価
E…149点以下 概ねC評価

横浜市寿町健康福祉交流センター

指定管理者選定評価委員会

選　定　評　価　委　員　・　事　務　局　名　簿

選定評価委員

阪東　美智子	国立保健医療科学院上席主任研究官
佐藤　美貴	横浜市不老町地域ケアプラザ主任ケアマネージャー
村田　由夫	寿地区自治会長
長倉　靖彦	横浜掖済会病院名誉院長
鈴木　智子	公認会計士

事務局

遠藤　寿彦	健康福祉局援護対策担当課長
齋藤　裕史	健康福祉局援護対策担当係長
青木　洋香	健康福祉局援護対策担当

◎指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間企業・NPO 等を含む団体（以下「民間事業者」という。）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度です（地方自治法［以下「法」という。］第 244 条の 2）。

つまり、指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成するための手法の一つと位置づけられ、その目的は「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」であるとされています（平成 15 年 7 月 17 日総行行第 87 号の総務省通知）。

指定管理者制度は、平成15年6月の法改正により創設されたものですが、従来は行政処分として地方自治体が行っていた利用許可権限等、施設に関する管理権限を指定管理者に委任できることとなったほか、主に下表に示される点が従来の「管理委託制度」から変更となっています。

	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営の主体	・公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定 ・相手方を条例で規定	・民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要。ただし、個人は除く） ・議会の議決を経て指定
権限と業務の範囲	・施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う ・施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き有する（使用許可権限も付与できない）	・施設の管理権限を指定管理者に委任（使用許可権限を含む） ・地方自治体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う
条例で規定する内容	・委託の条件、相手方等	・指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
法的性質	・委託（契約）	・指定（行政処分） ・管理運営の細目等については、協定（行政処分の附款）により規定

指定管理者第三者評価制度の概要

第三者評価制度は、指定管理者・市・利用者といった日常的に各施設に関わっている立場から離れた第三者が評価するもので、客観性が図られるとともに、多角的な視点からの評価が行えることが大きな特長です。客観的かつ多角的な視点から評価を行うことにより、指定管理者にとっての「気づき」のきっかけとなり、指定管理者自らが業務改善を行い、施設運営の改善につなげることを目的とするものです。

１　本市の指定管理者第三者評価制度の特徴

指定管理者制度を導入した全ての施設を対象に、原則として次の３つの方式で第三者評価を実施します。また、評価結果をホームページや施設内等で公表し、指定管理者の業務改善や今後の制度運用に活用しています。

（1）指定管理者第三者評価機関による第三者評価制度

地区センターなど市内に同種施設が複数存在する区民利用施設については、市が複数の民間の評価機関を認定し、指定管理者との契約により、評価機関が評価を実施します。

（2）福祉サービス第三者評価制度

福祉サービス第三者評価の対象となっている福祉施設は、福祉施設第三者評価制度に基づき評価を実施します。

（3）選定評価委員会による第三者評価制度

上記以外の施設については、専門性や施設特性等を考慮して、各施設の所管区局が条例により設置する選定評価委員会において、評価を実施します。

※「横浜市寿町健康福祉交流センター」は（3）に該当。

２　第三者評価制度対象施設内訳

●　指定管理者制度導入施設　944　施設　（令和３年４月１日現在）		
（1）指定管理者第三者評価機関による第三者評価 ◇　同種施設が複数存在する区民利用施設	（2）福祉サービス第三者評価 ◇　福祉サービス第三者評価対象施設	（3）選定評価委員会による第三者評価 ◇　その他の施設
地区センター等、公会堂、スポーツセンター、老人福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、こどもログハウス	（特別）養護老人ホーム、知的障害者生活介護型施設、地域療育センター、保護施設、保育園	・高い専門性を有する施設 ・施設ごとに評価の視点が異なる施設 ・管理のあり方も含めて検証する施設 横浜美術館、国際プール、歴史博物館、男女共同参画センター、区民文化センター等

「横浜市寿町健康福祉交流センター」
第三者評価の決定までのスケジュール（案）

評価委員会	時期	事務局
各委員作業内容 ・事務局より送付された資料の事前確認		事務局作業内容 ・評価案の作成 ・評価委員へ事前送付
第1回第三者評価委員会 内容 ・評価委員会委員長の選出 ・委員会の公表・非公表 ・評価基準の検討	10月21日（木） 13：30～16：30 市庁舎12階 S03	
		事務局作業内容 ・第1回評価委員会での検討結果に基づいた評価基準最終案の作成 ・評価基準最終案の各委員への送付
各委員作業内容 ・評価基準事務局案の最終確認		
		（指定管理者作業） ・評価シートに基づいた自己評価の実施 ・自己評価を事務局への提出
		指定管理者の自己評価を各委員へ送付
第2回第三者評価委員会 内容 ・施設での実地調査 ・施設職員に対するヒアリング	12月〇日（〇） 〇：〇～〇：〇 寿町健康福祉交流センター	
各委員作業内容 ・評価シートの作成 ・評価シートの事務局への提出		
		事務局作業内容 ・第2回評価委員会で各委員の作成した評価シートの取りまとめ ・第三者評価委員会における評価案の作成 ・評価案の送付
第3回第三者評価委員会 内容 ・評価の決定	2月〇日（〇） 〇：〇～〇：〇 市庁舎〇階〇	
		事務局作業内容 ・評価結果公表案の作成 ・評価結果公表案の送付
各委員作業内容 ・評価結果公表案の最終確認		
		事務局作業内容 ・評価結果の公表（HPへの掲載）

横浜市寿町健康福祉交流センターの概要

1　施設の設置目的

寿地区の保健医療の充実を図るとともに、寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくり及び介護予防の取組、自立した生活の支援並びに生活環境の向上を推進し、社会参加を促進し、市民相互の交流を深め、もって福祉の向上に寄与する。

2　施設の概要

⑴　名称　　横浜市寿町健康福祉交流センター

⑵　所在地　　横浜市中区寿町横浜市中区寿町４丁目 14 番地

⑶　施設規模

構造　　鉄筋コンクリート造 地上１階・２階、地下１階(機械室)
(地上３階～９階は本指定管理外の市営住宅 80 戸が合築)

敷地面積　２，６４７．８２㎡

延床面積　２，５２９．９４㎡
（１階７３６．６０㎡、２階１４５７．６９㎡、地下３３５．６５㎡）

広場　　約７００㎡ 他外溝部

⑷　施設内容

１階：多目的室、調理室、作業室、ラウンジ、図書コーナー、管理人室、トイレ

２階：診療所、精神科デイ・ケア施設、健康コーディネート室、活動・交流スペース、一般公衆浴場、運営事務室、トイレ、電気設備室、給湯室、授乳室

屋外：広場、駐車場、屋外トイレ、利用者用駐輪場、防災備蓄倉庫、清掃員控室、屋外倉庫、ゴミ倉庫

地下：機械設備室

⑸　開館日等

（1）　月曜日から土曜日まで　午前9時から午後9時まで

（2）　日曜日　午前9時から午後5時まで

（休館日）毎月第4日曜日及び年末年始

3　現運営団体

公益財団法人　横浜市寿町健康福祉交流協会（理事長　豊澤 隆弘）

4　指定期間（第一期）

令和元年６月１日から令和6年３月31日

5　業務内容

⑴ 寿地区の保健医療の充実に関すること。

⑵ 市民の健康づくり及び介護予防の取組に関すること。

⑶　市民の自立した生活の支援に関すること。
⑷　市民の生活環境の向上に関すること。
⑸　市民の社会参加の促進に関すること。
⑹　市民相互の交流の機会の提供に関すること。
⑺　その他前各号に準ずる事業

センター施設利用状況　令和元年度

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		令和2年1月		2月		3月		合計
	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	
診療所					20	2,208	22	2,537	17	2,144	19	2,222	22	2,530	20	2,239	20	2,370	19	2,244	18	2,279	21	2,389	23,162
テレビ					28	1,060	30	1,748	30	2,380	29	1,935	29	1,720	29	1,746	26	1,771	27	2,081	28	2,072	30	3,629	20,142
将棋					28	1,810	30	2,424	30	2,190	29	2,245	29	2,305	29	2,331	26	2,106	27	2,436	28	2,472	0	0	20,319
囲碁					28	572	30	770	30	693	29	764	29	649	29	638	26	688	27	637	28	652	0	0	6,063
飲食コーナー					28	94	30	129	30	148	29	176	29	143	29	141	26	148	27	178	28	191	30	171	1,519
図書室					28	3,535	30	4,736	30	4,953	29	4,360	29	4,359	29	4,445	26	3,750	27	4,589	28	4,294	0	0	39,021
多目的室					9	350	30	524	30	408	29	588	29	755	29	731	26	355	27	621	28	449	0	0	4,781
作業室					3	21	30	121	30	109	29	58	29	123	29	162	26	77	27	94	28	118	0	0	883
調理室					3	20	30	26	30	41	29	15	29	6	29	12	26	30	27	59	28	59	0	0	268
活動交流					9	90	30	564	30	653	29	564	29	502	29	682	26	292	27	511	28	861	30	337	5,056
健康コーディネート					20	650	22	673	21	835	19	913	22	900	20	838	20	881	19	724	18	746	21	806	7,966
直営小計		0		0		10,410		14,252		14,554		13,840		13,992		13,965		12,468		14,174		14,193		7,332	129,180
浴場					25	784	27	1,103	27	1,237	25	1,224	26	1,040	26	1,415	26	1,830	26	1,738	25	1,753	26	1,814	13,938
委託小計		0		0		784		1,103		1,237		1,224		1,040		1,415		1,830		1,738		1,753		1,814	13,938
合計		0		0		11,194		15,355		15,791		15,064		15,032		15,380		14,298		15,912		15,946		9,146	143,118
アシスト					20	158	22	158	21	108	19	101	22	101	20	104	20	69	19	76	18	64	21	48	987
ライフ					20	157	22	123	21	88	19	94	22	94	20	106	20	110	19	96	18	105	21	98	1,071
計		0		0		315		281		196		195		195		210		179		172		169		146	2,058

センター施設利用状況　令和２年度

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		令和2年1月		2月		3月		合計
	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	開室日数	利用人数	
診療所	21	2,235	18	1,042	22	2,263	21	2,370	20	1,994	20	2,270	22	2,243	19	2,037	20	1,660	19	1,490	18	1,558	23	1,720	22,882
テレビ	8	911	3	97	29	1,360	30	740	30	2,273	29	2,313	30	2,157	29	2,062	27	1,849	27	1,905	27	1,750	30	2,025	19,442
将棋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
囲碁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲食コーナー	8	47	3	2	29	65	30	84	30	105	29	117	30	136	29	122	27	146	27	142	27	145	30	153	1,264
図書室	0	0	0	0	0	0	30	1,662	30	2,664	29	2,827	30	3,637	29	3,326	27	2,869	27	2,588	27	2,498	30	2943	25,014
多目的室	0	0	0	0	29	307	30	268	30	358	29	545	30	785	29	815	27	846	27	610	27	508	30	854	5,896
作業室	0	0	0	0	0	0	30	93	30	83	29	188	30	312	29	243	27	190	27	111	27	116	30	333	1,669
調理室	0	0	0	0	0	0	30	28	30	7	29	114	30	137	29	124	27	82	27	0	27	9	30	179	680
活動交流	8	20	0	0	29	65	30	90	30	153	29	365	30	1,121	29	818	27	1284	27	356	27	367	30	711	5,350
健康コーディネート	21	536	3	108	22	888	21	878	20	862	29	827	22	958	19	959	20	1,062	18	939	18	821	23	1,141	9,979
直営小計		3,749		1,249		4,948		6,213		8,499		9,566		11,486		10,506		9,988		8,141		7,772		10,059	92,176
浴場	26	1,940	26	1,735	26	1,690	27	1,811	26	1,708	26	1,645	27	1,807	25	1,835	27	2,046	25	1,916	24	1,889	27	2,014	22,036
委託小計		1,940		1,735		1,690		1,811		1,708		1,645		1,807		1,835		2,046		1,916		1,889		2,014	22,036
合計		5,689		2,984		6,638		8,024		10,207		11,211		13,293		12,341		12,034		10,057		9,661		12,073	114,212
アシスト	4	22	3	18	7	41	18	67	20	104	20	114	22	145	19	151	20	142	19	156	18	132	23	170	1,262
ライフ	4	41	3	22	7	65	18	89	20	101	20	98	22	111	19	100	20	97	19	88	18	96	23	105	1,013
計		63		40		106		156		205		212		256		251		239		244		228		275	2,275

○横浜市寿町健康福祉交流センター条例

平成29年10月５日

条例第32号

横浜市寿町健康福祉交流センター条例をここに公布する。

横浜市寿町健康福祉交流センター条例

（設置）

第１条　寿地区の保健医療の充実を図るとともに、寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくり及び介護予防の取組、自立した生活の支援並びに生活環境の向上を推進し、社会参加を促進し、市民相互の交流を深め、もって福祉の向上に寄与するため、横浜市寿町健康福祉交流センター（以下「センター」という。）を横浜市中区に設置する。

（事業）

第２条　センターは、次の事業を行う。

(1)　寿地区の保健医療の充実に関すること。

(2)　市民の健康づくり及び介護予防の取組に関すること。

(3)　市民の自立した生活の支援に関すること。

(4)　市民の生活環境の向上に関すること。

(5)　市民の社会参加の促進に関すること。

(6)　市民相互の交流の機会の提供に関すること。

(7)　その他前各号に準ずる事業

（施設）

第３条　前条に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

(1)　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所並びに精神科デイ・ケア施設及び健康コーディネート室

(2)　多目的室、調理室、作業室及び活動・交流スペース

(3)　公衆浴場法施行条例（平成24年９月横浜市条例第46号）第２条第１号に規定する一般公衆浴場並びにラウンジ、図書コーナー及び広場

(4)　駐車場

（開館時間等）

第４条　センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

（指定管理者の指定等）

第５条　次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の２第３項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(1)　センターの施設の利用の許可等に関すること。

(2)　第２条に規定する事業の実施に関すること。

(3)　センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(4)　その他市長が定める業務

２　指定管理者は、横浜市による寿地区に関する施策の方針並びに寿地区の歴史的背景並びに生活環境及び地域福祉の現状を理解するとともに、寿地区の医療の需要を把握し、第２条に規定する事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民の寿地区に関する主体的活動及び相互の交流に対する支援を行うものでなければならない。

３　指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

４　市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

５　市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第18条第１項に規定する横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第６条　市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第７条　指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第５条第１項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第８条　第３条第２号から第４号までに掲げる施設を利用しようとする者（活動・交流スペースについては会議室の部分を含んで利用しようとする者に限り、同条第３号に掲げる施設についてはその一部又は全部を独占的に利用しようとする者に限る。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。

２　指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

３　指定管理者は、センターの施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1)　センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2)　センターの設置の目的に反するとき。

(3)　センターの管理上支障があるとき。

(4)　営利のみを目的とするとき。

(5)　その他指定管理者が必要と認めたとき。

（物品販売等の許可）

第９条　センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センターにおいて次に掲げる行為をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(1)　物品の販売その他これに類する行為

(2)　寄附の勧誘

(3)　広告物の掲示及び配布

(4)　その他規則で定める行為

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の許可について準用する。

（許可の手続）

第10条　第８条第１項及び前条第１項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

（許可の取消し等）

第11条　指定管理者は、第８条第１項及び第９条第１項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1)　第８条第３項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2)　この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。

(3)　この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

（入館の制限）

第12条　指定管理者は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)　他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2)　その他センターの管理上支障があるとき。

（利用料金）

第13条　利用者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

(1)　診療所及び精神科デイ・ケア施設を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額

ア　診療を受ける場合は、次に掲げる額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第６条第１項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に1.08を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(ア)　健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第２項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第１項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下「算定方法」という。）により算定した額

(イ)　労災診療（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により療養の給付として行われる診療をいう。）を受けるときは、算定方法を基準として市長と神奈川労働局長が協議して定める額

イ　診断書等の交付を求める場合は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額

(ア)　診断書

a　年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの　１通　6,300円

b　その他の診断書　１通　5,400円

(イ)　証明書

a　医師の診断を必要とする証明書　１通　1,000円

b　その他の証明書　１通　500円

ウ　ア及びイに掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(2)　一般公衆浴場を利用する場合（第９条第１項の規定による許可を受けた場合を除く。）は、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第２条の規定に基づき神奈川県知事が指定する公衆浴場入浴料金の額

（利用料金の納付）

第14条　利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

（利用料金の減免）

第15条　指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不返還）

第16条　既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

（目的外使用料）

第17条　別表に掲げるセンターの施設をセンターの設置の目的以外の目的で使用する場合（地方自治法第238条の４第７項の規定による許可を受けて使用する場合をいう。）の使用料の額は、同表に定める額とする。

（横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会）

第18条　指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会を置く。

２　選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

３　前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（委任）

第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第17条）

施設	単位	金額
多目的室	1時間までごと	510円
調理室	同	110円

作業室		同	140円
活動・交流スペース	会議室1	同	100円
	会議室2	同	140円
	全室	同	460円
駐車場		1台30分までごと	100円

○横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則

平成29年12月25日
規則第64号

横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則をここに公布する。

横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条　この規則は、横浜市寿町健康福祉交流センター条例(平成29年10月横浜市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条　横浜市寿町健康福祉交流センター(以下「センター」という。)の開館時間は、次のとおりとする。ただし、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までにおける開館時間は、午後1時から午後9時までとする。

(1)　月曜日から土曜日まで　午前9時から午後9時まで

(2)　日曜日　午前9時から午後5時まで

2　市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条　センターの休館日は、毎月第4日曜日及び1月1日とする。

2　市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定申請書の提出等)

第4条　指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　定款、規約その他これらに類する書類

(2)　法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3)　前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4)　センターの管理に関する業務の収支予算書

(5)　その他市長が必要と認める書類

(施設の利用許可申請)

第5条　条例第8条第1項の規定によりセンターの施設の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2　前項の利用許可申請書の受付は、当該施設を利用しようとする日の属する月の2箇月前から行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(物品販売等の許可申請)

第6条　条例第9条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、物品販売等許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2　条例第9条第1項第4号に規定する規則で定める行為は、市長の承認を得て指定管理者が定める行為とする。

3　前条第2項の規定は、第1項の許可の申請について準用する。

(許可の変更)

第7条　条例第8条第1項又は第9条第1項の規定により許可を受けた者は、許可申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、許可申請事項変更申請書(第4号様式)により指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金の返還)

第8条　条例第16条ただし書に規定する規則で定める場合は利用者の責めに帰することができない事由により一般公衆浴場の利用ができなくなった場合とし、返還する利用料金の額は既納の利用料金の全額とする。

(委任)

第9条　この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附　則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和元年6月1日)

第１号様式（第４条第１項）

指　　定　　申　　請　　書

年　　月　　日

（申請先）

横浜市長

所　在　地
申　請　者　　団　体　名
代表者氏名

横浜市寿町健康福祉交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

(1)　事業計画書

(2)　定款、規約その他これらに類する書類

(3)　法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(4)　指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(5)　横浜市寿町健康福祉交流センターの管理に関する業務の収支予算書

(6)　その他市長が必要と認める書類

（Ａ４）

第２号様式（第５条第１項）

利　用　許　可　申　請　書

年　　月　　日

（申請先）

申　請　者　　住所又は所在地
氏名又は団体名
代表者氏名
電　話　番　号

横浜市寿町健康福祉交流センターの施設を利用したいので、次のとおり申請します。

利用日時	年　　月　　日（　　）　　時から 年　　月　　日（　　）　　時まで	
利用施設	□多目的室　□調理室　□作業室 活動・交流スペース（　□会議室１　□会議室２　□全室　） □一般公衆浴場　□ラウンジ　□図書コーナー　□広場　□駐車場	
利用目的		
利用人数	人	
利用責任者	氏名	電話番号
備考		

（Ａ４）

第３号様式（第６条第１項）

物 品 販 売 等 許 可 申 請 書

年　　月　　日

（申請先）

申　請　者　　住所又は所在地
氏名又は団体名
代 表 者 氏 名
電　話　番　号

横浜市寿町健康福祉交流センターにおいて次の行為をしたいので、次のとおり申請します。

行 為 日 時	年　　月　　日（　　）　　時から 年　　月　　日（　　）　　時まで	
行 為 場 所	□多目的室　□調理室　□作業室 活動・交流スペース（　□会議室１　□会議室２　□全室　） □一般公衆浴場　□ラウンジ　□図書コーナー　□広場　□駐車場 □その他（　　）	
行 為 目 的		
行為責任者	氏名	電話番号
行 為 内 容		
備　　考		

（Ａ４）

第４号様式（第７条）

許可申請事項変更申請書

年　　月　　日

（申請先）

申　請　者　　住所又は所在地
氏名又は団体名
代表者氏名
電話番号

許可申請事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可を受けた利用・行為日時	年　月　日（　）　時から 年　月　日（　）　時まで	
許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号	
申請理由		
変更内容	変更前	変更後
備考		

（Ａ４）

横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定：平成 29 年 12 月 6 日　健生支第 1992 号（局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、横浜市寿町健康福祉交流センター条例（平成 29 年 10 月横浜市条例第 32 号）第 18 条第３項の規定に基づき、横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担任事務）

第２条　委員会は、横浜市寿町健康福祉交流センター（以下、「センター」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

(1)　選定手続の細目
(2)　選定基準
(3)　公募要項等の内容
(4)　選定及び次点候補者（指定管理者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
(5)　評価基準
(6)　評価の決定
(7)　指定管理者の指定の取り消し
(8)　その他市長が選定、評価等について必要と認める事項

（委員）

第３条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1)　学識経験者
(2)　高齢者福祉の事情に通じている者
(3)　寿地区の生活環境や現状についての事情に通じている者
(4)　医療や保健に関する事情に通じている者
(5)　会計・経理に詳しい者

２　委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

３　委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

（委員の責務）

第４条　委員は、第２条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。
２　委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
３　前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。
４　委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も漏らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
５　前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

（委員の任期）
第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを１年とすることができる。
２　前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は再任されることができる。

（委員長）
第６条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事）
第７条　委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第６条第１項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。
２　委員長は、委員会の会議の議長となる。
３　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
４　委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
５　委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（作業部会）
第８条　委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

（会議の公開）

第９条　委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年２月横浜市条例第１号）第 31 条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

（報告）

第 10 条　委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）、評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

（庶務）

第 11 条　委員会の庶務は、健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当において行う。

（委任）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 30 年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行後最初に第３条第 1 項の規定に基づき任命する委員の任期は、第５条第１項の規定にかかわらず、平成 31 年３月 31 日までとする。

３　この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第７条第１項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。